

鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和3年8月12日（木曜日）		
開 会	午前10時10分	閉 会	午前11時22分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 吉野 恭介 副委員長 伊藤 幾子 委 員 加嶋 辰史、石田憲太郎、星見 健蔵、横山 明 秋山 智博、砂田 典男		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	主査兼議事係長 毛利 元 調査係主事 福田 佳菜		
出席説明員	<p>【総務部】 総務部長 浅井 俊彦 次長兼総務課長 富田 恵子 課長補佐兼行政係長 蔵増 彩 次長兼行財政改革課長 河口 正博 行財政改革課課長補佐 宮崎 学 次長兼財産経営課長 一村 泰志 財産経営課課長補佐 中村 和範</p> <p>【総務部 税務・債権管理局】 税務・債権管理局長兼市民税課長 坂本 宏仁 次長兼収納推進課長 吉田 彰克 収納推進課課長補佐 池原 章博</p> <p>【総務部 人権政策局】 人権政策局長兼人権推進課長 武田 敏男 人権推進課課長補佐 太田奈津美 中央人権福祉センター所長 川口 寿弘</p> <p>【危機管理部】 危機管理部長 乾 秀樹 危機管理課長 植田 孝二 危機管理課参事 岸本 誠 危機管理課課長補佐 太田 瑞穂</p> <p>【市民生活部】 市民生活部長 鹿田 哲生</p> <p>【環境局】 環境局長兼生活環境課長 国森加津恵 廃棄物対策課長 上田 光徳 廃棄物対策課参事 高田 功 廃棄物対策課課長補佐 西澤 直也</p> <p>【総合支所】 国府町総合支所長 湯谷 一也 国府町総合支所副支所長 前田 明博 河原町総合支所長 九鬼 栄一 河原町総合支所副支所長 森田 誠一</p>		

傍 聴 者	1人
会議に付した事件	別紙のとおり

午前10時10分 開会

【総務部・危機管理部】

◆吉野恭介委員長 皆様、おはようございます。

() おはようございます。

◆吉野恭介委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

まず、浅井総務部長に御挨拶をいただきたいと思います。

○浅井俊彦総務部長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、浅井部長。

○浅井俊彦総務部長 はい。総務部長、浅井でございます。本日は、審議のほうよろしくお願いたします。昨日17時より、秋雨前線によります大雨に対する災害の警戒連絡会議を庁内のほうで開催いたしております、本日以降の大雨に対する態勢の整備も凶っているというところでございます。

本日の総務部・危機管理部の議案といたしましては、7月の大雨に関わります一般会計の補正予算、一部、この大雨によらないものも含まれてはおりますけれども、主には、災害に対応した補正予算となっております。その後、報告第11号といたしまして、市営住宅の家賃滞納に関わります和解についての御報告をいたしますので、御審議のほうをよろしくお願いたします。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

議案第102号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、早速、議事に入ります。議案第102号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明をお願いいたします。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。それでは、議案第102号令和3年度鳥取市一般会計補正予算（第5号）でございますが、こちらの所管に属する部分の説明に入らせていただきます。右肩、資料の1でございます。こちらの総務企画委員会説明資料というものに沿って、御説明をさせていただきます。なお、先般お配りをしております、左肩のほうにあります、令和3年8月12日提出で、一般会計補正予算書、こちらと、それから事業別概要ですね、こちらのほうを見ながら御説明をさせていただきたいと思います。

それでは、はぐっていただきまして、下のほうで、2ページ目でございます。歳入でございます。一般会計の歳入につきましては、特定財源の部分につきましては、歳出側のほうで御説明をさせていただきますので、省略をさせていただきます。

それでは、2つ目の項目になります。款20繰越金、項・目繰越金、前年度繰越金でございます。予算書は16ページでございます。補正前額が5億7,400万9,000円、補正額が1億5,607万2,000円、補正後額が7億3,008万1,000円ということになっております。右側内容のところでございますが、こちらにつきましては、前年度繰越金でございまして、このたび10億円の補正、第5号の補正に必要な一般財源を、ここで計上させていただくということになります。なお、9月に決算認定を受けますが、そのときの前年度剰余金、いわゆる前年度繰越金になりますが、その額につきましては、20億4,269万7,000円ということでございますので、残りが13億1,261万6,000円ということでございます。こちらにつきましては、9月、それから12月、2月等の補正で計上させていただきたいというふうに考えているものでございます。歳入は、以上でございます。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 一村次長。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 はい。財産経営課、一村です。では、引き続き、歳出のほうの説明をさせていただきたいと思えます。同じ資料の3ページの上の部分、総務費、総務管理費、財産管理費を御覧ください。事業別概要につきましては、7ページの上段となります。歳出予算の補正額は、8,195万9,000円となります。市債を活用する関係で、特定財源の8,130万につきましては、緊急自然災害防止対策事業債の活用を予定しておりまして、計上しております。これにつきましては、元利償還金の7割が地方交付税措置ということになっていまして、充当率は100%ということでございます。

このたびの7月の大雨被害によりまして、気高町の酒津地内住宅の裏山ののり面が、高さ15メートル、幅5メートルにわたり崩落しまして、土砂と樹木が住宅の敷地に流出しました。現在、仮復旧としまして、土砂・樹木の撤去を行いまして、ブルーシートによるのり面保護を行っております。今後、恒久的な山ののり面の復旧工事を行いまして、安全を確保する必要がございます。こののり面の下には、2軒の住宅がございまして、1軒は、住民の方が住んでおられますけど、もう1軒は、別荘のような形となっております。年の大半はおられないということでございます。住民の方には説明をしまして、工事の了解をいただいております。

こののり面なんですが、登記簿上は村中持ちということで、部落所有ということになっておりますが、旧気高町の時代から町が管理しておりまして、普通財産に準ずる扱いということになってまして、市が保有する土地などを記録しております固定資産台帳にも登録がありますので、実態としまして、市の管理と考えるよろしいのかと考えます。

実は、平成25年当時も、近接するこの山ののり面箇所が、大雨の災害で崩落した経緯がございまして、そのときも同様に、財産経営課のほうで復旧工事の予算を計上し、議決をいただいたという経緯がございまして。ただ、この際ですので、登記簿上の所有権を移転しまして、市の名義とするように、現在調整をしておるところでございます。

具体的な工事においては、崩落場所以外にも余分の範囲で工事を行う必要がございますので、工事範囲としては、全体で約1,300平米ということになります。以前の近接箇所の崩落も考えまして、今回は、さらに強度のある工事が必要ではないかということで、巨大なアンカーボルトを使用した施工等を考慮して、費用も最大限を見込んでおるところでございます。

今後のスケジュールとしましては、補正予算の議決をいただきましたら、設計に取りかかりまして、令和4年1月末までの5か月で設計を完了して、2月から3月に工事を発注して、3月から工事に取りかかりまして、工期が約10か月として、令和4年12月末までに完成する予定でございます。このスケジュールの関係で、来年度の繰越明許費の補正についても上げさせていただきます。

資料1の最後、6ページを御覧ください。資料1の3というところでございます。繰越額につきましては、補正額の8,195万9,000円から、本年度執行分の仮復旧費や測量設計費など731万3,000円を差し引いた、のり面の本体工事費として7,464万6,000円を計上しております。なお、工事に関しましては、気高支所を通じて、西工事事務所に委託する予定でございます。説明は以上です。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。続きまして、予算書は18ページ、事業別概要は9ページ上段、款総務費、項総務管理費、目諸費、総合防災対策費、令和3年7月大雨支援対策費（令和3年7月大雨関連）でございます。補正額は3,895万1,000円、補正予算の財源は、国・県支出金が405万6,000円と、一般財源3,489万5,000円です。これは、7月7日からの大雨対応に伴い、必要となった経費の補正予算をお願いするものでございます。特定財源についてでございますが、7月7日～11日にかけての大雨につきましては、多数の方が、生命または身体に危害を受けるおそれが生じ、避難をされたため、災害救助法が適用されることとなりました。災害救助法が適用されますと、法律上は、救助の実施主体が市町村から都道府県に移り、市町村は、都道府県の補助として救助を実施することとなるため、救助の実施に係る経費は、国・県が負担することとなります。この国・県による救助に係る負担が、この補正予算の災害救助費負担金となります。災害救助費負担金は、救助の程度や方法など、応急救助に必要な範囲内において、国が定める基準に従い、県が定めることとされております。負担金の具体的な額につきましては、資料5ページの中ほどの表がございしますが、その一番右の列の特定財源災害救助費負担金を御覧ください。

まず、1点目としては、避難所設置の際に使用した消耗品や避難所の借り上げ料につきまして、避難者1人当たり330円という基準で交付されることとなりますので、7月7日～10日までの避難者数に、消耗品等の基準330円と、食品の給与に関する基準1,160円掛けた額224万3,000円が交付される見込みです。

2点目としましては、3行目になりますが、住宅の応急修理についてですが、今回の災害では、市内で現時点で9件の床上浸水を確認しております。このうち、災害救助法の応急修理の

対象となる、延べ床面積の10%以上20%未満の損傷となる準半壊の住宅が2件と見込み、1件当たり30万円の2件分で60万円。

3点目としましては、災害対応に当たった職員の時間、時間外手当に関してにつきましてはですが、同じ表の毛布等の備蓄品の補充、避難所開設経費、災害救助法に基づく住宅の応急修理の災害救助費の合計、1,213万円の10分の1の121万3,000円が交付される見込みです。これらの合計405万6,000円を、歳入の補正予算としております。

補正予算の事業の中身ですが、主に4つでございます。1つ目は、毛布等の備蓄品の補充です。これは、避難所の開設に伴い使用しました段ボールベッドですとか、消毒用アルコールなどの消耗品や飲料水、アルファ米などの食糧を、今後の災害に備え、補充するための経費です。

2つ目は、避難所開設経費です。これは、7月7日10時40分に、土砂災害警戒情報の発表により、明治地区などの5万8,630世帯、13万6,785人に、警戒レベル3の高齢者等避難等を発令しましたが、その際に、避難場所として指定した布勢運動公園、鳥取県民体育館の使用料です。県民体育館は県の施設のため、避難所として使用する場合は、一般の利用者にかかる料金と同じ使用料がかかります。また、県民体育館の職員の方が、避難所開設のために正規の勤務時間を超えて対応された時間外手当相当額を併せて支払うものであります。

3つ目は、災害住宅の応急修理です。先ほど申しましたが、住宅が半壊に準じる程度以上の損壊を受けて、自らの修復では応急修理ができない方に対し、居室ですとか、炊事場、トイレ等、日常生活に必要な最小限度の部分に対し、1件当たり30万円を限度に市が負担するものです。

4つ目は、大雨防災対応に従事した職員の対応経費です。このたびの災害では、58か所の避難所を開いたしました。この避難所等の対応のため、7月7日12時38分に、全職員を対象に防災活動を行う第3配備が発令され、7月11日まで避難所などで防災活動に当たりましたが、この防災活動を行うために必要となった時間外手当の人件費であります。以上でございます。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、川口所長。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。予算説明資料3ページの款民生費、項社会福祉費、目人権福祉センター管理費の管理運営費についてでございます。補正額は37万8,000円となっております。人権福祉センター管理費で、国府人権福祉センターのエアコン購入費となっております。事業別概要書は8ページの上段になりまして、国府人権福祉センターの図書室のエアコンですが、経年劣化をしております。故障に伴いメーカーに問い合わせたところ、もう部品の供給が不可能ということで、もう修繕がかなわないということで、このたび新規のエアコンを設置しようとするものでございます。以上です。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。続きまして、予算書は20ページ、事業別概要は9ページ下段、款消防費、項消防費、目水防費の水防警備・資材費等です。補正額は218万1,000円、補正後額は439万3,000円、補正予算の財源は、全て一般財源でございます。これは、7月7日からの大雨対応のため、消防団が警戒巡視や土のう設置、避難誘導等の活動を実施し、延べ539人の消防団員が活動しましたが、この出動に対する出動手当や、土のう袋などの資機材の補充、消防格納庫待機中の光熱水費の補正をお願いするものです。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。御説明をいただきました。

それでは、議案第102号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

◆星見健蔵委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、星見委員。

◆星見健蔵委員 令和3年7月大雨支援対策費ですね、危機管理のほうの。9ページの上段です。私も、避難所というのは、公民館、学校、コミュニティーセンター、こういったところが大体避難所になっているということで、この開設に伴うその施設の使用料というのは、一体どこを使ったんだろうかなということで、これはちょっと質問せないけんなと思っと思ったら、今、説明がありましたと。県民体育館を使ったということです。これも、それは市の施設じゃないということで、県のものだということで、使用料が発生するということもあることかなと思うわけですが、私は、こういった災害等々は、やはり、鳥取県内で、どこで各地で起きて、やはり県が責任持って、中心になって、当然対応していくことだというふうに思っておってですね、こういった危機的な状況で、そういった施設の使用料っていうのが発生すること自体、いかなもんなかなというふうに思っております。それで、これ、7日から、未明から降り続いた雨、これ、使用料が22万6,000円となっとなるわけですが、これは、何日分の使用料になってるのかお聞かせください。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。このたびの鳥取県民体育館の使用料としましては、日にちとしましては、7月7日と7月8日の2日分の経費でございます。時間的に申しますと、7月7日の10時～7月8日の13時までの間の使用に関するものでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。そのほか、意見ございますか。はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 ちょっと今の関連で。その県民体育館の使用料なんですけど、これは、減免扱いはあるんでしょうか。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。これについては、減免というのは、特にされていないということでありまして。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 ちょっと私も、使用料を払ってるっていうのが、全然想定してなかったっていうか、ただで借りれるものだと思ってたんですね。県民体育館のことでいえば、そこに避難された方が行ったときに、2階の観覧席っていうんですかね、そこに通されてっていうか、そこに行ってくださいということで、アリーナっていうか、その体育館のところは借りておられた方が、まだスポーツをされてたっていう状況なんですよね。だから、日常生活が行われてるところに避難をされたっていうことで、ちょっと私は、すごくそれは、違和感がありました。市の施設だったら、きっとそんなことはなかっただろうなと思います。

それで、県と市だから、縦割りといえば縦割りなんですけれども、本当に大雨とか、そういうときって、このたびから、本当にいち早く避難しましょうっていうことで、本当に、防災ラジオから、避難せよ、避難せよでね、すごくもううるさくって布団かけたちゅう話も聞いたぐらい、本当に危機感持って放送されたわけですよ。そういうことで、ふだんだったらためらってた人も、やっぱりちょっと逃げたほうがいいっていうことで、県民体育館に行ったんですよ。そうしたら、日常生活のスポーツをされてたんですよ。そのやってる人たちに罪はないんだけど、やっぱりその施設管理として、そういう事態だったら、利用料を返してでも、すみませんけど、もうここは避難所として使いますからっていうことで、やっぱり県のほうが、そういう態勢を取るべきやと思うんです。やっぱりそれは、ちゃんと市のほうから、そのように、借りるわけですから、お金取ってるわけですからね、市のほうからも。だから、やっぱりそこは、しっかりと私は、ちょっと県のほうに言っていただきたいと思います。やっぱり避難されてる人の市民感情に合わない、今回のことは。そういうことは、あつたらあかんと思うんです。やっぱり防災に対する行政の構えが、私は問われることにもなりかねないと思いますので、そういうことは、しっかりとちょっと私、県に言っていただきたいし、大体、場所代を取るのもけしからんと思いますし、取るんなら取るで、減免せなあかんと思うんです。これは、何のために避難してるかっていうことを、やっぱり県も考えるべきやと思います。これは意見ですけど、何か意見があつたらちょっとお答えください。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。伊藤委員さんの御意見について、まず、実情としましての部分を御報告します。避難当初は、おっしゃられるように、2階の会議室、研修室などに避難していただきました。一部の方につきましては、避難者が多かったもので、2階の観覧席の部分にいただいた時間帯もあつたということで報告を受けております。その後、利用者がなくなった時間帯です。帰られた時間帯からは、メインアリーナやサブアリーナのほうも利用しております。そういったところで利用料はかかっておりますけど、そういったアリーナのほうも、使用を順次行ったということで報告を受けております。

また、このたびの7月7日の災害、大雨の避難所対応を踏まえて、8月中に、県民体育館のほうとちょっと避難所の在り方について話し合いを持つ場がございますので、現状は、利用料、払わせていただいておりますが、利用のことばかり、利用のことばかりでなく、使用について意見交換、協議を始めていきたいと考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。やっぱり避難所の在り方っていうのは、県も市もしっかりと話をし
て、やっていただきたいと思います。私、ちょっとここで聞きたいのは、今回、災害救助法の
適用になったということで、その405万6,000円っていうのが入ってくるっていうお話だった
んですけど、正直、私は、全体に係る費用から見て、えらい少ないなと思ったんですよ、こ
れね。こんだけしか出ないのかなっていう、本当に、あまりにもちょっと低いんじゃないかと
思ったんですけども、国と県でっていう、県がやることの補助、補助というか、何か市が主
体じゃないんだなって話を聞いてて思ったんですけども、この配分といいますか、一応、計
算式をお示ししていただけてますけど、こういう配分、計算の仕方っていうのは全国一律なの
か、それとも、やっぱり実際にかかったいろんな経費から、各都道府県とかで計算の出し方が
違うのか、まず、その辺を教えてください。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。伊藤委員さんのお尋ねについ
てでございますが、説明のときにも申し上げましたように、国の基準に基づきとされておしま
すので、これが、申し訳ございませんが、各県でどのような基準を用いているかというところ
までは、正確に承知しておりません。鳥取県が定めた基準に基づいてということで、算定させ
ていただいたものでございます。はい、以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。異常気象だと言われてて、本当にその温暖化で、こう想定外の大雨
が降ったりとかっていうのが、本当に、ここ近年あって、至るところで、やっぱり自然災害っ
て起きてるわけですよ。そのために、やっぱりいろいろ手だてを取っていかないといけない
し、実際、こう避難所開設したら、今度、また次のために備えていくために、またいろんなも
のをそろえていかないといけない。そういったときに、本当にこんだけしか出ないのかって思
ったので、やっぱり私、ちゃんと国にしっかりと予算を下さいと、うん。やっぱりそれは、求
めていく必要があると思うんですね。しかも、今回コロナ禍ですよ。コロナ禍の中で、いろい
ろ気を遣いながら、物も配備しながらという中で避難所を設営されてるわけですから、やは
りこの、あまりにも私、本当に額の少なさにもう驚いて、本当に腹が立つやらで。激甚災害の
指定になるかもしれないっていうのを、ほかの所管課から聞いているんですけど、なったとし
ても、ここの費用は、補助っていうんですかね、それは変わらないんでしょうか。あくまでも、
この避難所に関わるようなことは、災害救助法の適用分しか補助はないのかどうか、ちょっと
そこを教えてください。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。伊藤委員さんのお尋ねについ
てでございますが、激甚災害になったとしても、この災害救助法に基づき交付される額は変わ

らず、農林被害ですとか、そういったところが厚くなるというふうに聞いております。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 だったら、やっぱりこの災害救助法の適用分を増やしてくださいということを、しっかりと、私は、国に求めていただきたいと思います。

それで、もう一つ、すみません。その住宅の応急修理っていうところで、先ほど、床上が9件と言われたのですが、ちょっと私の頭では5件だなと思ってたんですが、ちょっと残りの4件、どの地域のものなのか教えていただけますか。

◆吉野恭介委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 委員長。はい。危機管理課、植田でございます。床上浸水9件につきましては、速報の段階では5件ということで御報告しておりましたが、その後、調査や住民の方のお申出によりまして、青谷地域で8件の床上浸水、鳥取地域で1件、合わせて9件という、現在のところの確認状況でございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません。その青谷での8件っていうのは、青谷町青谷で報告聞いているのは3件だったんですけど、そこで7件、あと井手に1件があるんですけど、ちょっと青谷がこれまで4件だったんですけど、その青谷で増えたところっていうのは、同じ地域っていうか、同じところなのか、それとも違うところなのか教えてください。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。申し訳ございません、訂正させていただきます。全体図と、ちょっと詳細図を二重にちょっと見ておりましたので、訂正させていただきます。青谷町で、申し訳ございません、青谷町の青谷地域で3件、いわゆる井出ですね、井手で1件で、青谷地域で合計4件、鳥取地域で1件、合計5件でございます。申し訳ございませんでした。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 分かりました。もともとの5件ということでね。それで、5件が床上浸水なんだけれども、準半壊2件を見込んだ予算だということなんですけれども、この1件当たり30万円を限度に応急修理の費用が出るという制度というか、そういう仕組みだと思うんですけども、この判断といいますか、これが該当するよっていう場合に、調査に入られると思うんですが、この調査っていうのは、誰がするんでしょうか。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。調査につきましては、罹災証明の申請に基づきまして、固定資産税課が現地を見て、調査確認をいたしております。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 これまで全国的に、いろいろこの浸水したっていうときに、浸水の深さで、1メートル以上の場合が、浸水が1メートル以上1.8メートル未満が大規模半壊扱い、それから、床上1メートル未満が半壊、それから、床下浸水はちょっと置いといて、そういう何か目安みたいなものがあるんだけど、何かその浸水の深さだけで、機械的に、何かすごく判断されてるっていう声があって、やっぱりつかってるっていうことで、それが何ぼであろうが、どれぐらいであろうが、つかってしまったらもう使えないっていうものも当然あるので、その住まいのその機能、中身について、やっぱりしっかりと調査をしてほしいっていう声は、それで判断してほしいというのが、やっぱり出てきてるんですよ。何か、そこはすごく、調査される方の、すごく、何ていうんですかね、判断っていうか、それがすごく問われてくることだと思うんですけど、何か、何かその機械的にやってもいかんし、かといって、何か特別なルールが、勝手につくっても、多分いけないだろうとは思んですけど、何か、どうやって、これ、本当に5件つかってるのに、床上なのに、こう2件になることができるんだろうかっていう、5件全てっていうんだったら分かるんですけど、何かその線引きがちょっといまいよく分からないので、もし分かったら教えてください。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。伊藤委員さんの、副委員長の御尋ねについてでございますが、詳細な基準については、手元に資料ございませんで、承知してない部分はございますが、基本的な考え方として、この、損傷というふうに言っておりますが、これについては、床上ですと、こう水が上がってきて、おっしゃるように畳が使えなくなったり、住宅機能が損なわれるといったことがあろうかと思いますが、基本的な考え方として、何といいますか、水流ですね、外力、外からの力によって損傷した損傷を基本的に考えるようございまして、水が上がって行って、その水が引いた後、乾かしたりして、水が抜けたりして、機能が回復できるような部分は、ものについては、細かい基準は、ちょっと承知していませんが、基本的な考え方として、対象にならないというようなことは聞いております。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 何だか、ふだん生活に使っているスペースが、本当に水につかっちゃうと、幾ら水が引いても、仮に拭いたとしても、使えなくなるものっていうのは、いっぱいあると思うんですね。気持ち的に使いたくないっていうふうに思うのも、当然あると思うんですよ。だから、本当に地震とかの場合とは違って、やっぱりこの浸水っていうときのその被害状況を、どう判定するのか、認定していくのか、何かすごくそこっていうのが、いろいろ課題はあるなと思ってますので、ただ、やっぱり本当に、そこに住まわれてる方が納得できるような、やっぱりそういったことであってほしいなと思います。これは、もう意見で言っときます。はい、以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。意見でした。そのほか、質疑はありますか。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。同じ、令和3年7月大雨支援対策費について、関連の質疑をいたします。第3配備についてですけれども、この第3配備については、市長部局を問わず、教育委員会に係る職員全員が対象になるものでしょうか、お尋ねします。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。第3配備については、災害対策本部の態勢の中の第3配備ということで、教育委員会につきましても対象となると、職員についても対象となっております。以上です。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。お答えいただきました。そうしましたら、例えば、学校の先生等に、避難所の開設等というようなことを手伝ってもらおうということが可能なんでしょうか。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 上田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。第3配備は、教育委員会職員でございますが、その配備としての中では、学校の先生というのは、この対象の外でございます。ただし、現実には、開設に当たって、校長先生や学校の先生に、多大なる御協力をいただいているということは、実際のところはございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか質疑はありますか。はい。

◆伊藤幾子副委員長 ああ、どうぞ。

◆石田憲太郎委員 いいですか、はい、では。

◆吉野恭介委員長 はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。すみません、ちょっと2点だけ確認を、現状どうなっているのかちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、水防警備・資材費等の中に入ってくるのかも分かりませんが、土のうの扱いといいますか、これがちょっと今、現状どういうふうになっているのかなとお伺いしたいんですけれども、今回、道路より敷地がちょっと低いおうちがあったりとかしまして、山から流れてきた水が道路を伝って、そのまま敷地内にずっと流れ込んでくるっていうようなところがあって、そこのおうちは、土のう、個人で準備等もされていらっしやなくて、お住まいは女性の方だったんですけれども、多分、頼めば、これ、消防団のほうに頼めば、対応していただけるのかどうか、ちょっとその辺りのことが、この土のうっていうものについて、事前に、例えば自宅に必要な土のうを準備しとけば、水が流れ込んでくるまでに、事前にその辺りの準備ができると思うんですけれども、今回のように、消防団も本場で、あっちこっち、地域内あっちこっち対応していかないけんという中で、必要なときに、その土のうがすぐ手に入る状況といいますか、そういう部分について、市のほうとして、どのような対応をされてるのか、いや、これ、あくまで、もう個人で準備して、その対応をされるべきものかということになってるのか、この事前準備といいますか、その事前対策の部分についての

1つの、その土のうの部分、どういう、今、対応、対策になっているのかも、お聞かせください。

○植田孝二危機管理課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。浸水等に対する土のうでございますが、消防団の管轄がある地域につきましては、緊急の場合、消防団のほうに依頼していただければ、配備、配置といたしますか、設置ができるところでございます。旧市の消防団の管轄がない部分につきましては、下水道部のほうで対応をさせていただくようなことになっております。以上です。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。分かりました。私も、たしか、消防団ないし下水道部のほうでというふうなことを認識しておりましたけども、やっぱり、いざ、例えば、必要なときっていうことで、例えば、もう電話したらすぐでも持ってきてくれるとか、そういう対応が可能であればいいんですけどもね。正直一番いいのは、常々、それこそ、おうちの中にそういう置場があって、積み上げとけるような場所があれば、一番いいのは、やっぱり自宅に必要なだけの土のうを準備して、それを、事前に浸水が、例えば、浸水っていうか流れ込んでくるのが始まる、始まるまでに準備ができていれば、かなりの部分を防げるものではなからうかなと思っております。その辺りの、例えば、その地区の防災訓練とか云々っていうところの中で、そういう土のう作りとか云々して、必要なおうちには、各おうちに、これ、備蓄しといてもらおうとかいうようなこともあっていいのではなからうかなというふうに思いましたもので、ちょっと今の対応状況を聞かせてもらったところです。はい。

◆吉野恭介委員長 質問はいいですか。

◆石田憲太郎委員 質問、伝わったと思いますけども。

◆吉野恭介委員長 はい。はい、御意見ということで。はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません。8ページの上段の人権福祉センター管理費なんですけども、ちょっと現状で、国府の分が故障で稼働しなくなったためって書いてあるんですけど、現状はどうなっているのか教えてください。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、川口所長。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。国府人権福祉センターの図書館、図書室のエアコンについてですが、当初は、一報が入った時点では、冷気がちょっと出にくくなっているという状況だったんですが、ちょっと日数の経過とともに、電源が全く入らなくて稼働しないという状態になりまして、緊急で対応しないとイケないということで、このたびの補正で計上させていただいてるところですが、業者のほうに依頼しているんですが、何ていうんでしょう、この酷暑の関係で、なかなか設置の順番等あるようでした、時間かかっておりまして、なるべく急いでいただくようお願いしておりますので、学習室ということで、子供たちの学習場面でありますとか、高齢者の教養の教室のほうや

ったりしておりますので、いずれにしても、そういった方に御迷惑がかからない形で、今、代替えで、ちょっと畳、学習室とは違って、畳の部屋になるんですが、冷房の効く部屋のほうで御利用いただくなどの、ちょっと今、代替え措置としてはさせていただいておりますが、いずれにしても、業者のほうにちょっと急ぐように、お願いをしておるところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 ちょっと代わりの部屋で使っていただいているということなので、なるべく業者の方に頑張ってもらえるようにお願いします。はい、以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか、質疑は。加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。同じく、この人権福祉センターの管理費についてですけども、経年劣化による故障で稼働しなくなった日はいつだったのかお尋ねします。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 委員長。

◆吉野恭介委員長 川口所長。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。先ほど申し上げた、一報が入ったのが7月でして、このときには、まだ少し動いてるんだけど、少し調子が悪いといったような状態でしたが、ちょっと少し様子見ましようかという話になったんですが、その後、全く動かなくなったというふうなことでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほかありますか。はい。じゃあこれで、以上で質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論はございますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。補正予算には賛成します。先ほども言ったように、やはり、この災害対策ってということで、補正予算で出てくるってということは、やっぱり大きな災害だったり、大きな災害につながる場合だと私は思ってまして、やっぱりそういうところは、本当に、国がしっかりと、やはり地方自治体に出すべきお金は出すべきだとは思っていますので、しっかりそのことは要望をしていただきたいというふうに思っていますので、その意見を付して、賛成討論とします。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。議案第102号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

報告第11号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 続きまして、報告に入ります。報告第11号専決処分事項の報告についてであります。それでは、執行部、説明をお願いいたします。

○吉田彰克税務・債権管理局次長兼収納推進課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、吉田次長。

○吉田彰克税務・債権管理局次長兼収納推進課長 はい。収納推進課、吉田でございます。報告第11号専決処分事項につきまして、御報告させていただきます。付議案のほうは9ページとなりますので、御覧いただきたいと思っております。こちらは、未納となっております市営住宅の家賃の支払い等に関しまして、賃借人と訴えの提起前の和解、いわゆる即決和解を行うに当たりまして、専決処分のほうをさせていただいたというものでございます。

専決処分の日は、令和3年8月2日、和解の相手方は、議案のほうに、付議案のほうに記載しております鳥取市在住の方で、現在も市営住宅に居住されている方でございます。

和解の趣旨の概要でございますけれども、滞納となっております、この市営住宅の家賃分93万3,100円につきまして、令和3年8月～令和4年12月まで、偶数月に10万円、令和5年2月に残額の3万3,100円を、これ、10回に分けてお支払いしていただくということ。毎月発生する家賃、こちらにつきましては、支払いの期限、毎月ございますので、それまでにお支払いしていただくということ。万が一、滞納になっている部分での分割のお支払いが15万円以上滞った場合は、残額を一括でお支払いしていただくということとなります。毎月の家賃を3か月お支払いしていただけない場合、または、この分割納付が滞って、一括での支払いということになった場合につきましては、その一括でなった場合の支払いが足りない場合につきましては、市は契約解除及び明渡しの請求ができることということ。契約が解除された場合につきましては、市が指定する日に、住居や駐車場を明け渡していただくということ。明渡しされない場合につきましては、市は損害賠償金を請求することとしております。

また、本市と相手方の間には、市営住宅の家賃、駐車場使用料等につきまして、この和解で定めているもののほかは、債権及び債務がないことを相互に確認すること等といたしております。

また、本和解が整わない場合におけます訴訟につきましては、記載しておりますとおり、本市の職員3名を指定代理人として訴訟等の措置を取るということで、専決処分をさせていただいております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。御説明いただきましたが、本件について、委員の皆様から質疑、御意見等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認めます。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 委員長、すみません。議案とは直接関係ない件ですが、1件報告というか、お願いをさせていただいて、今よろしいでしょうか。

◆吉野恭介委員長 はい、一村次長。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 はい。財産経営課、一村でございます。このたび、市内の新型コロナウイルス感染症の急拡大を受けまして、急遽ではございますが、本庁舎1階の執

務室内、窓口にはもう既に設置はしてあるんですが、執務室内にアクリル板パーティションの設置と、庁舎入り口におけるセルフチェック用のサーマルカメラの設置を行いたいというふうに考えております。アクリル板につきましては、1階には委託先の職員さんもたくさんおられることや、ほかの階に比べて、やっぱり職員の人数が多くて、間隔が狭いといったようなことがございますので、職員間で設置の要望が強くありましたので、対応させていただくものです。あと、サーマルカメラにつきましては、安価で性能のよいものが、市場に多く最近はお出回りのようになりまして、導入しやすくなったというような事情もございますので、本庁舎はじめ、各総合支所などにセルフチェック用として導入させていただきたいというふうに考えます。

これらにつきましては、早い導入が望まれましたので、財産経営課の既決予算で、流用で対応させていただきまして、正式には9月補正で対応させていただきたいと、このように考えております。本日は、その頭出しということで、そのようにさせていただきました。ありがとうございます。

◆吉野恭介委員長 はい。

それでは、これで、総務部・危機管理部を終わります。ありがとうございます。

（ ） ありがとうございます。

◆吉野恭介委員長 それでは、執行部の入れ替わりをお願いいたします。整いますまで、暫時休憩いたします。

午前11時3分 休憩

午前11時5分 再開

【市民生活部】

◆吉野恭介委員長 それでは、会議を再開いたします。続きまして、市民生活部に入ります。

それでは、まず初めに、鹿田部長に御挨拶をいただきたいと思います。

○鹿田哲生市民生活部長 委員長。

◆吉野恭介委員長 鹿田部長。

○鹿田哲生市民生活部長 はい。市民生活部長、鹿田哲生と申します。本日は、議案第102号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、市民生活部所管の内容について、御説明、御審議いただくものでございます。内容は、先月大雨がございまして、浸水被害がございました。公衆衛生上の観点から、鳥取市が対応したという業務につきましても、経費につきましても、予算計上しているところでございます。

詳細につきましては、担当の廃棄物対策課長より御説明申し上げます。御審議のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 それでは、議事に入ります。

議案第102号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 議案第102号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明をお願いいたします。

○上田光徳廃棄物対策課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、上田課長。

○上田光徳廃棄物対策課長 はい。廃棄物対策課、上田です。それでは、市民生活部の所管に関わります、議案第102号令和3年度鳥取市一般会計補正予算（第5号）について説明をさせていただきます。説明につきましては、令和3年度8月臨時補正予算の事業別概要、そちらのほうの10ページのほうを御覧いただきたいと思います。事業別概要10ページに沿いまして、説明のほうをさせていただきます。

先ほど、部長の御挨拶の中にもありましたとおり、本年7月に発生をしました大雨の被害によりまして、災害廃棄物の処理が必要となったところです。当初予算におきましては、災害ごみ対策費としては、災害ごみの仮置場の設置看板、こちらの設置看板の作製費用として、事業費19万5,000円のみしか計上をしておりませんでした。このたび必要となった災害廃棄物の処理の経費、処理委託料4万2,000円の補正をお願いするものであります。

具体的には、河原町で発生をしました案件でございまして、床下浸水をした家庭におきまして、し尿のくみ取り便槽に汚水が流入をして、その撤去が必要となったものでございます。災害廃棄物を含みます一般廃棄物の処理は、市がその処理責任を有しておりまして、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するという目的のために、迅速な処理を行う必要があるということから、一般廃棄物処理業の許可業者に処理を委託したものでございます。

なお、7月の大雨につきましては、青谷町を中心に、床下浸水・床上浸水が多数発生をしておりますが、下水道の整備等が進んでいる関係で、し尿くみ取りが必要となった家庭は、この1件以外にはございませんでした。しかし、青谷町において、床上浸水によって、畳でありますとか家具、こうした生活用品が水につかりまして、廃棄物処分、廃棄の処分が必要となるという家庭が数件ございました。7月8日に現地のほうを確認を行いまして、災害ごみの排出が必要となる家庭が4家庭ということで、幸いにも少なかったことから、災害廃棄物の仮置場としては、この仮置場を設置をすることなく、翌日の9日の日に、当課の職員のほうが、2トントラック1台、軽トラック2台で、各それぞれの家庭を回りまして、畳でありますとか家具、総重量としましては860キロ程度でありましたが、当課の職員が回収を行いまして、神谷の処理場のほうへ運んだということでございます。当課の職員が回収等を行った関係で、この処分費用については、発生はしていないということでもありますけれども、併せて報告をさせていただきます。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。御説明をいただきました。

それでは、議案第102号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。はい、星見委員。

◆星見健蔵委員 御報告をいただいた4万2,000円ということですが、この河原町佐貫地内の1件が、浸水のために、こういった汚水が流入したということでもあります。この佐貫の地内とい

うことで、下水道整備もかなり進んできておるといふふうに把握してるわけですが、この佐貫の地内自体の下水道の整備は完了しておるのか、していないのか、その点をお聞かせください。

○上田光徳廃棄物対策課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、上田課長。

○上田光徳廃棄物対策課長 すみません。廃棄物対策課、上田です。下水の整備、ちょっと承知はしておりませんので、どの程度それが進んでいるのかというのは、ちょっと申し上げることはできません。ただ、このたびの災害、その浸水の関係で、支所のほうから、くみ取りの便槽のほうに水が流れ込んで被害があったという報告があったのは、この1件だけでしたので、あとは整備が進んでいるのかなという具合に思ってるところです。

◆星見健蔵委員 はい。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 把握がなされていないということです。先ほど、青谷の、ああいった床上浸水や床下浸水ということで、数件被害に遭っておられるわけですが、その地域においては、そういった事態はなかったということで、多分、多くの接続されておられるんじゃないかなというふうに思うわけです。

それで、私が何を言いたいかというのは、こういった、やはり浸水被害というのは、こういった局地的な豪雨災害というのが、近年非常に増えておる中に、やはり、こういった災害でというのは、これからも結構考えられる事案になってくるんじゃないかなというふうに思っております。それで、せっかく整備されていても、やはり接続がなされていなければ、これは、はっきり言って、下水道事業自体が成り立たないということにもなるわけで、やはり市民の皆さんに対して、やっぱり一日も早い接続ということも、要請をしていくことは重要じゃないかなというふうに思ってるわけですが、この方は、もう被害に遭われたこの1件の方に対して、今後の接続要請等々が、もう整備されてる地域であれば、もう、やはり要請をしっかりとっていくことも重要じゃないかと思えますけども、その点についての考え方を聞かせてください。

○鹿田哲生市民生活部長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、鹿田部長。

○鹿田哲生市民生活部長 はい。市民生活部、鹿田でございます。整備地域の御家庭に対して、接続をしていただくというのは要請ということで、先ほど、委員がおっしゃったとおりでございます。お願いになるということでございます。鳥取市としては、当然、面整備ができた暁には、そういった御家庭に要請というか、お願いをして回るというのは、担当部局、以前からやっているとございます。当然、コストの点もございますから、そうしたこともあるわけですが、やはり個人の、個々人の家庭の状況でありますとかお考え、そういったこともございます。あとは、合併浄化槽などについても、下水に接続いただくということで、助成事業なんかもあるように聞いております。いずれにいたしましても、経営100%の接続を目指してというのは、事業着手以降、変わっていないところでございますので、そういったお話、恐らく、以前からいただいとると思えますし、こういったことを契機に、そういった方にもお願いしていかなきゃいけないなと思えます。

その河原の状況、御家庭の状況っていうのは、実は、詳細まだ分かっておりませんので、少し、そういった御意見あったということで、支所のほうにも確認をいたしまして、どういった状況であるのか、またこれを機に、そういったことが対応いただけるのかどうなのかといったことも、少し調整させていただこうと思っております。御意見ありがとうございました。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか、質疑はありますか。加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。今回のことも、初めてのことなので、ちょっとお聞きしたいと思うんですけども、浸水したものは汚水になっていくので、そのくみ取り作業もそうですけど、その後の衛生的な清掃とか消毒といったものも含めての処理になるんでしょうか。お尋ねします。

○上田光徳廃棄物対策課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 上田課長。

○上田光徳廃棄物対策課長 はい。基本的には、大雨が降ってきて、床下浸水、これは下水、そのし尿のくみ取りの中に水が入る、入らない別として、床下浸水に遭われた御家庭につきましては、生活環境課のほうで、消毒のほうの配付、これは、以前は、かなり以前は、職員が出ていって、消毒をまいたりとかそういうこともあったようですが、基本的には、今、対象者の家庭、それぞれで、個々で散布をしてもらうということで、消毒のほうの配付を行っております。今回の費用につきましては、くみ取り、その便槽の中に入った水をくみ取りをして処理をするという、その部分だけを計上をしているところです。

○国森加津恵環境局長兼生活環境課長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、国森局長。

○国森加津恵環境局長兼生活環境課長 はい、失礼します。環境局長です。補足させていただきます。床上浸水と床下浸水とありまして、床上浸水につきましては、そういう消毒液等の配付っていいですか、希望等を確認しまして対応しております。床下浸水につきましては、国のほうも、きちんと流していただく、水等でしっかりと流していただいて、しっかりと乾かしていただくものが最も重要だということ、そういう案内をさせていただいています。水でしっかりと流してくださいということで、その後は、しっかりと乾燥させていただいたらいいいですということでの、そういったチラシ等をお渡ししたり、そういった問合せがあったときは、そういう、原則としては、そういう対応にしておりますけれども、先ほど案件があった関係につきましては、クレゾール液を希薄して、そういったもので、噴霧器で対応しているところでございます、はい。

◆吉野恭介委員長 はい。よろしいですか。はい、ありがとうございました。そのほか、質疑はございますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 今回の費用は4万2,000円なんですけど、先ほどのお話で、そのごみの回収は職員がしたので、経費がかからなかったっていうことなんですけど、今回、国の災害救助法の対象になってるんですけど、この、どこからもお金が入ってこないかと思ひまして、この一般財源が使われてるんですけども、例えば、幾ら以上だったら国から出るけど、幾ら未満だったら出ないとか、何かそういったことがあるんでしょうか。それとも、この災害ごみ対策、あ

るいは、こういう今回のその汚水のくみ取り、そういったものは、どんだけ件数が多くっても、一般財源でやらないといけないのか、その辺り教えていただけますか。

○上田光徳廃棄物対策課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 上田課長。

○上田光徳廃棄物対策課長 はい。今年の2月議会のときに、昨年度、災害廃棄物処理計画を鳥取市のほうで策定しております。その中で、国のその補助等の対象となるものについて、災害が起こったときに、鳥取市の災害の規模によって、特に、ごみのほうの関係、廃棄物処理法に、廃棄物の処理に基づいて、その処理をするに当たって、その災害の規模を、その後規定をしています。すみません、今日は資料を持ってくるのを忘れておりますので、また改めて説明のほうを報告させていただきたいと思いますが、今回、その一定の規模以上であれば、国のほうの支援を受けれるということになっておりまして、基本的に、今回の災害であれば、その対象にならないというところで考えているところです。また改めまして、その状況については、委員の皆さんに御報告させていただきます。以上です。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 また教えてください。その一定規模ってというのは、どの辺りの規模なのかってということがあって、それで、その大きい、小さいにかかわらず、行政が手だてを取らないといけないぐらいの災害被害だと思うんですね。これ、もう自己負担でやってくださいじゃなくて、行政がやっぱり必要だっていうことでやられてるから、予算が上がってきてると思うので、やっぱりその災害のその事後対応、被災の後のその対応に係る費用っていうものが、やっぱり私は、国が少なくとも災害救助法の適用をしたのであれば、これも見てもらえるものじゃないのかなと思いましたので、その辺り、一定規模っていうのをまたちょっと教えていただいて、私としては、やっぱりしっかりと財政支援っていうのを、やっぱり国がすべきだと思っておりますので、前段の所管課のところでも言いましたけれども、やっぱり災害に遭えば、ごみというのは必ず出てくるし、衛生のことを考えれば、本当に大事なことなので、一定規模と言わずに、やっぱりそこは、しっかりと国が責任果たすようにという立場で、国に意見等をさせていただきたいなという意見です。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほかございますか。はい。じゃあ、後日、資料の追加提供をお願いいたします。はい。じゃあ、以上で、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論をなしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。これより、議案第102号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、総務企画委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午前11時22分 閉会

令和3年第5回臨時会 総務企画委員会

(議案審査)

日 時：令和3年8月12日(木)

本会議休憩中

場 所：本庁舎7階全員協議会室

総務部・危機管理部

◎議案【説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第102号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第5号)【所管に属する部分】

◎報告

- ・報告第11号 専決処分事項の報告について(収納推進課)

市民生活部

◎議案【説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第102号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第5号)【所管に属する部分】